

施設の維持管理に関すること

① 清掃処理

ア 日常清掃

- ・ 施設内の各部屋および浴場の清掃をし、備品類を含め、常に整理整頓および清潔に保つこと。
- ・ 施設内外から排出される廃棄物は適正に処理すること。

イ 定期清掃

- ・ 長尺ビニールシート床面の清掃，ワックスがけを年2回以上行うこと。
- ・ 絨毯クリーニングを年1回以上行うこと。
- ・ ガラスクリーニングを年2回以上行うこと。

② ろ過ユニット・脱臭システムメンテナンス

ア ろ過ユニットにおける，ろ過装置，塩素滅菌装置などの動作確認・点検を定期的に行うこと。

イ オゾン脱臭システムにおける，オゾン発生器の動作確認・流量調整，フィルターや電極の清掃を定期的に行うこと。

③ 浴槽ろ過装置ろ材交換

ア ろ過器内部のろ材交換およびろ過タンク内部清掃を2年に1回行うこと。

④ 合併処理浄化槽清掃保守点検

ア 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第10条第1項に基づき，適正な管理を行うこと。

⑤ ボイラー（真空式温水ヒーター）保守点検

ア 暖房および給湯に使用するボイラー（真空式温水ヒーター）について，定期的な点検・調整および清掃を行うこと。

⑥ 自家用電気工作物保守点検

ア 自家用電気工作物の月次点検を年6回，年次点検を年1回行い，適正な保安管理を行うこと。

⑦ 受水槽清掃

ア 年1回受水槽を清掃し，適正な管理を行うこと。

⑧ 消防設備保守点検

ア 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき，消防用設備の保守点検を行い，適正な管理を行うこと。

⑨ ねずみ, 害虫防除

ア 年2回調査を実施し，調査の結果に基づき，適正な防除を行うこと。

⑩ 自動ドア保守点検

ア 保守点検を年2回以上行うこと。

⑪ 地下タンク等定期点検

ア 消防法（昭和23年法律第186号）第14条3の2に基づき、地下タンクおよび地下埋設管の保守点検を年1回行い、適正な管理を行うこと。

⑫ 浴槽循環ライン清掃

ア 年1回薬品による洗浄を行うこと。

⑬ 浴槽水質検査

ア 年1回レジオネラ属菌等の水質検査を行うこと。

⑭ 暖房温水循環系配管エア抜き点検

ア パネルヒーター、各循環ポンプのエア抜きおよび点検を定期的に行うこと。

⑮ その他

ア その他、施設の維持管理上、状況に応じて必要な対応を行うこと。

施設における電気・ガス・水道・燃料について

- ・電気・・・自家用電気工作物のため、高圧電力契約を要する。
- ・ガス・・・LPガスの契約を要する。
- ・水道・・・下水道事業区域外のため、排水は合併処理浄化槽となる。
- ・燃料・・・ボイラーにおける燃料はA重油となる。

※ 上記の内容は、これまでの実績に基づくものです。